



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 肥料の登録の失効（営農支援課） 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 2
- 公有水面埋立しゅん功認可（漁港漁場課） 2
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 3
- 都市計画事業の変更の認可・2件（都市公園課） 3
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課） 4

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課） 4
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 6

告 示

沖縄県告示第528号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、効力を失った。

令和3年11月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		失効年月日
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第239号	なたね油か す及びその 粉末	5.3なた ね油かすベ レット	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	沖縄県飼料協業 組合	沖縄市海邦町3 番地54	令和3年10月1 日

沖縄県告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、ウヅラ嶺地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年11月29日から同年12月24日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧

期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第530号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年11月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
知念加入区	主としてそでいか旗流し漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業）	南城市知念字久原258番地1 大城盛邦 南城市知念字海野206番地1 運天先栄

沖縄県告示第531号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成29年沖縄県告示第550号で同意の認定をした石川加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和3年11月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第532号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

令和3年11月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 令和3年11月5日 沖縄県指令農第1408号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 うるま市勝連平敷屋名護4183番10の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線、⑧の地点から⑨の地点までを結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.34メートル）における公有水面と既設工造物との境界線及び①の地点と⑨の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.34メートル）における公有水面とうるま市勝連平敷屋名護4183番10の境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点赤3浜屋（北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898）から67度45分01秒674.40メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から151度18分24秒32.44メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から62度05分50秒0.34メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から151度26分22秒5.52メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から241度30分27秒0.34メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から151度22分20秒107.79メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から115度54分58秒17.14メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から60度34分35秒10.38メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から331度20分17秒154.91メートルの地点

(3) 面積 3,118.38平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成25年1月10日 沖縄県指令農第13号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 うるま市

沖縄県告示第533号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第275号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年11月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施行者の名称 うるま市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 中部広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・6・具2号兼箇段高江洲線、3・5・具1号安慶名赤道線及び3・4・8号沖縄石川線

3 事業施行期間 平成24年5月15日から令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第534号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年沖縄県告示第175号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年11月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施行者の名称 八重瀬町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画公園事業

(2) 名称 東1号西部プラザ公園

3 事業施行期間 平成4年2月25日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第535号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年沖縄県告示第436号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年11月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施行者の名称 八重瀬町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画公園事業

(2) 名称 4・3・東2号長田門原公園

3 事業施行期間 平成15年5月23日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

- (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第536号

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）第13条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

令和3年11月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

名称	所在地	売りさばき所の所在地	取消し年月日
自治労石垣市職員労働組合 共済会	石垣市美崎町14番地	石垣市美崎町14番地（石垣市 役所内売店）	令和3年11月17日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和3年11月26日から令和4年3月28日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和3年11月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ小禄 那覇市鏡原町34番36号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 NTT・TCリース株式会社 東京都港区港南一丁目2番70号 代表取締役 成瀬明弘
- 3 届出年月日 令和2年8月26日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 （仮称）アクロスプラザ小禄 那覇市鏡原町36番14ほか
変更後 アクロスプラザ小禄 那覇市鏡原町34番36号
- 5 変更の年月日 令和2年3月3日、令和2年6月9日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年11月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年6月15日
- (2) 商号名 ゆたか電気
- (3) 代表者名 上地豊一
- (4) 所在地 石垣市宇登野城425番地4
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第3978号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

- 2(1) 処分をした年月日 令和3年6月15日
 - (2) 商号名 株式会社シンリーホーム
 - (3) 代表者名 新里善実
 - (4) 所在地 沖縄市上地四丁目20番1号(2A)
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第12280号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和3年6月15日
 - (2) 商号名 比嘉電設
 - (3) 代表者名 比嘉佑
 - (4) 所在地 西原町字徳佐田72番地の3
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13399号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月19日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和3年6月15日
 - (2) 商号名 農業生産法人うるま農園株式会社
 - (3) 代表者名 國吉真佐徳
 - (4) 所在地 恩納村字山田1437番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13500号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月30日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年6月15日
 - (2) 商号名 有限会社丸友開発
 - (3) 代表者名 惣慶長喜
 - (4) 所在地 那覇市字真地185番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第5866号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年5月11日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年6月15日
 - (2) 商号名 株式会社一琉
 - (3) 代表者名 玉城一次
 - (4) 所在地 沖縄市中央一丁目5番18号玉城ビル1F
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13885号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年5月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年6月25日
 - (2) 商号名 MSライフサービス
 - (3) 代表者名 具志堅誠生
 - (4) 所在地 沖縄市与儀一丁目4番26号

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第13982号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年5月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年11月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年12月26日 沖縄県指令土第884号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字大城門田原126番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字大城126番地 小藪裕延
- 5 検査済証番号 令和3年11月11日 第4762号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月20日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---